

働く人のための労働法（11） 労働安全衛生について理解しましょう

今回は、安全衛生及び健康管理について、わかりやすく説明していきます。

Q 1 労働者（みなさん）の安全衛生及び健康管理はどの法律に記載されていますか？

A 「労働安全衛生法」に記載されていて、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的に制定されています。

Q 2 一般健康診断の種類は？

A 使用者(事業主)は、常時使用する労働者に対し、1年に1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。

また、新しく従業員を雇い入れる時には、健康診断を実施しなければなりません。その他、深夜業等に従事する労働者、有害物を取り扱う労働者については、特別な健康診断を実施する必要があります。なお、一般健康診断の他に特殊健康診断等があります。



一般健康診断の種類

| 一般健康診断の種類 | 対象者 | 実施時期 |
|---------------------------|----------|---------------------|
| 1. 定期健康診断 | 常時使用する者※ | 1年以内ごとに1回 |
| 2. 雇入れ時の健康診断 | 常時使用する者 | 雇入れ時 |
| 3. 特定業務（有害業務） 従事者の健康診断 | 有害業務従事者 | 配置替え、及び6か月 ごとに1回 |
| 4. 海外派遣者の健康診断 | 6か月以上派遣者 | 海外派遣前、派遣後 |

| | | |
|-------------|---------|-----------|
| 5. 給食従業員の検便 | 食堂等の従事者 | 雇入れ、配置替え時 |
|-------------|---------|-----------|

※常時使用する者とは、1年以上雇用予定で、週の所定労働時間が一般労働者の3/4以上（基準）の者。

Q 3 健康診断の結果、再検査・精密検査の費用負担は誰？

A 再検査・精密検査の費用を誰が負担するかは法令により定められておらず、労使間の協議、就業規則等により決定すべき事項となります。もっとも、一般健康診断の項目として規定されている項目について再度検査して検査値を確定させるための再検査は健康診断の範囲内として使用者が負担すべきです。また、再検査・精密検査に要する時間の賃金についても同様です。

Q 4 安全衛生管理体制とは？

A 使用者は、安全衛生管理体制を確立するために、事業場の規模等に応じ、安全管理者、衛生管理者及び産業医等の選任や安全衛生委員会等を設置しなければなりません。

Q 5 「ストレスチェック制度」とは？

A 労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する一次予防を目的としたものであり、常時50人以上の事業場ごと1年以内に1回、定期的に職場における心理的負担の程度を把握します。この制度は昨年の12月から施行されています。

次回は、育児休業について取り上げます。

（東京都 世田谷会員）

